

資料3

# 市町等の意見とその対応(案)

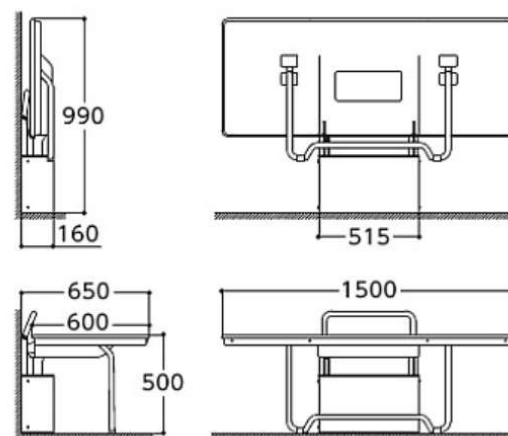
都市政策課

# 1 概要

- 第2回小委員会でご了承いただいた事務局案について、県内41市町、土木事務所、関係課から意見を聴取した
- 県内市町から3件、土木事務所から14件の意見が提出された
- ここでは、事務的な意見、今回の改正に関わらない質疑事項については、議論を省略（別途事務局において回答を作成し、共有する）

## 2 トイレのバリアフリー基準に対する意見

意見者	意見	対応(案)
神戸市	<p>近年、介助によっておむつ交換等を行う際に使用される大型ベッド(介護ベッド)のニーズが高まってきている。</p> <p>乳幼児設備の設置基準に合わせて、<u>大型ベッド(介護ベッド)の設置基準を新設していただきたい。</u></p>	<p>大型ベッド(介護ベッド)の設置を義務付けることは、広い設置スペースが必要であるなど、施設所有者の負担が大きいことや、使用後の大型ベッドが格納されないために車椅子使用者の便所の利用の妨げになっている事例があることから、<u>一律に義務基準として定めることは困難と</u>考えます。</p> <p>しかし、適切な管理・運営の下、施設の用途や利用者のニーズにより特に設置が望ましいケースも考えられることから、『福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き(公益的施設編)』において介護用ベッドの設置を推奨しており、<u>引き続き推奨事項として、設計者等への周知を図ります。</u></p>



大型ベッド(介護ベッド)

### 3 劇場等の客席のバリアフリー基準に対する意見

意見者	意見	対応(案)
姫路市	改正素案に「ソフト対応も柔軟対応」とありますが、どのようなものを想定されていますか。	眼鏡型の機器のレンズ面に映画の進行に合わせて字幕を表示できるものの貸出し、台本データを収録したタブレット端末の貸出しなどを想定しています。

## 4 その他の意見

意見者	意見	対応(案)
宝塚土木事務所	<p>バリアフリー法第14条第3項では、「地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前2項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合」に条例で必要な事項を付加できると規定している。</p> <p>その「<u>自然的社会的条件の特殊性</u>」とは何か。</p>	<p>本県では、バリアフリー法(旧ハートビル法)制定以前の平成4年10月に福祉のまちづくり条例を制定し、高齢者等を含む全ての県民がいきいきと生活できる<u>福祉のまちづくりを国に先駆けて推進</u>してきました。</p> <p>平成23年には、<u>県として進めてきた法を上回る水準の整備基準を維持しつつ、実効性を高めるため、バリアフリー法に基づく委任条例化</u>を行いました。</p> <p><u>これらの社会的背景が、本県の特殊性であると考えます。</u></p> <p>今回の改正についても、<u>本県の特殊性を踏まえた対応であると考えています。</u></p>

## 4 その他の意見

意見者	意見	対応(案)
宝塚土木事務所	<p>県民のバリアフリーに対するニーズが変化し、バリアフリー法の移動等円滑化基準や福祉のまちづくり条例の<u>特定施設整備基準を上回る施設整備が行われているのであれば、施設の持つそれぞれの価値や多様性を尊重し、義務を課す基準を付加するのではなく、誘導する基準を設ければよいのではないか。</u></p>	<p>県が独自に実施した調査によれば、<u>例えば車椅子利用者利用駐車施設の整備数は、多くの施設で特定施設整備基準を上回る整備が行われています。</u></p> <p>一方、<u>個別の施設を見ると、同基準の最低限程度の整備にとどまるものもあり、更なる福祉のまちづくりを推進するためにはこれらの底上げが必要と考えています。</u></p> <p>以上のことから、<u>施設所有者等の負担感と施設整備に対する利用者ニーズの高まりを考慮しつつ、整備基準の付加が必要と考えています。</u></p>